

検 定 意 見 書

受理番号 103-116		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	6	左囲み	「倫理」中、「ギリシャ語のetikaは人柄(ethos)に関することがらという意味で、人間の徳や幸福、なすべき義務を考察する学問である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「etika」)	3-(3)	
2	10	表2	ホモ・シンボリックス homo symbolicus(象徴をあやつる人)ドイツの哲学者カッシーラー(E. Cassirer 1874~1945)による定義。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (カッシーラーが定義したかのように誤解する。)	3-(3)	
3	16	図1	抹消起源説(ジェームス・ラング説)と中枢起源説(キャノンバード説)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (キャノンバード説)	3-(3)	
4	16	側注1	心理学者シャクター(S. Schachter 1922~1977)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1977」)	3-(3)	
5	20	表3	「エリクソンの(心理社会的)発達理論」中、「成人期 次世代性/停滞」	表記が不統一である。 (同ページ12-13行目では「成人期の発達課題として世代性(ジェネラティビティ)があげられている。」)	3-(4)	
6	28	囲み	「枢軸の時代」中、「ペルシャではホメロスから哲学者や科学者たちが活躍した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ペルシャでは」)	3-(3)	
7	34	側注2	理想(ideal)はプラトンの「イデア」の日本語訳として西周がつくった漢語で、「イデア的な」の意味。ここから「理想主義、観念論(イデアリスム)」の哲学が生まれた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ここから」の示す内容)	3-(3)	
8	35	4 - 5	真の現実から見るとその影にすぎないものとしてとあらわれてくる。	誤記である。 (「ととしてと」)	3-(2)	
9	36	側注9	20世紀の哲学者ホワイトヘッド(A. N. Whitehead 1861~1947)は「西洋哲学の歴史はプラトンの脚注にすぎない」と語り、ニーチェ以後の現代哲学は「プラトン主義の転倒」を課題にかかげている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文の前半と後半の関係)	3-(3)	
			かかげている。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-116		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	43	囲み	「宗教的」とよばれる営みにはどのようなものがあるかをふり返ってみる必要がある。	誤記である。 (「どのようなもの」)	3-(2)	
11	51	側注3	ある宗教からほかの宗教へ信仰をかえること。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「回心」の意味)	3-(3)	
12	52	21	彼は信仰の内容を絶対的な一者を求めるプラトン哲学の考え方をういていいあらわし、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (同ページ囲み「アウグスティヌス」中、「新プラトン主義の教えに影響を受け」に照らして。)	3-(3)	
13	57	囲み	「日本とイスラーム」中、「例えば、イスラームでは、『クルアーン』はアラビア語原典のみとされるのだが、日本ではいまでも英訳された『コーラン』という呼称が用いられることが多い	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
			。」			
14	96	表1	「人権思想の歩み」中、「51(英) ホップズ『リバイアサン』」	表記が不統一である。 (同ページ囲み中では『リヴァイアサン』)	3-(4)	
15	98	表3	「ホップズ、ロック、ルソーの社会契約説の比較」中、「一般意思」	表記が不統一である。 (99ページ7行目では「一般意志」)	3-(4)	
16	101	図2	「認識の成立」中、「対象≠現象」	生徒にとって理解し難い表現である。 (同ページ7-8行目「このように認識した対象を現象という。」及び18-19行目「認識に先立つ私たちの心の働きかけが対象を現象として把握しているという考え方への転回」との関係)	3-(3)	
17	102	8 - 9	カントは道徳法則が発する命令(命法)を仮言命法と定言命法とにわけける。	相互に矛盾している。 (同ページ11-14行目では「道徳法則はいかなる場合でも成り立つ命令であるから、それは仮言命法ではなく、「Yをせよ」という無条件の命令、つまり定言命法の形をとる。」)	3-(1)	
18	137	側注1	例えば、「中心的ケイパビリティ」には生命、健康、身体の保全、感覚・想像力・思考力、感情、実践的理性、他者との連帯、ほかの種との共生、遊び、自分の環境管理などがあげられる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (センのケイパビリティの理解)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-116		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	157	下囲み	憲法十七条	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
20	171	図4	「湯島聖堂の学問所」中、「これが幕府直轄の「学問所（昌平坂学問所）」となったのは1790年のことである。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「1790年」）	3-(3)	
21	174	側注2	『楽経』（がっきょう）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「がっきょう」）	3-(3)	
22	187	囲み	「レクチャー 新渡戸稲造と『武士道』」中、「新渡戸は…アメリカに留学した。渡米中に、…英文で『武士道』を著した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（『武士道』執筆の時期）	3-(3)	
23	189	6 - 7	日露戦争がはじまると、堺利彦と平民社を起し「平民新聞」を発刊、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（平民社の創設時期と「平民新聞」の発刊時期）	3-(3)	
24	196	21	折口信夫（おりぐちしのぶ）	相互に矛盾している。（197ページ右囲みでは「折口信夫（おりぐちしのぶ）」）	3-(1)	
25	200	左囲み	「小林秀雄」中、「…意匠（趣向）とに扱われるにすぎないことを批判した。」	誤記である。（「意匠（趣向）とに」）	3-(2)	
26	212	側注1 4	日本では、都市封鎖はおこなわれず、2020年4月と2020年1月に緊急事態宣言が発出された。	不正確である。（「2020年1月」）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-117		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	47	上囲み	アウグスティヌス『告白』 (75ページ世阿弥『花鏡』も同様。)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (中略部分の存在が明示されていない。)	3-(3)	
2	134	4 - 9	第二に不平等があるにしても、それは 平等な機会が与えられた結果として合理的なものである限りで承認されると いう原理である。この契約で社会をつ くり、正義の原理を徹底すれば、最も	生徒にとって理解し難い表現である。 (ロールズの正義の原理の説明)	3-(3)	
			不遇な人の改善を最優先とし、解決す べき社会問題の順番を設定することが できる。			
3	147	上囲み	十七条憲法 (217ページ「セオドア＝ルーズベル トによるモンロー主義の拡張」も同様)	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)	
4	164	26	これみよがしに賢げさを誇り、	誤記である。 (「賢げさ」)	3-(2)	
5	170	6	1868年の明治維新以後、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1868年の明治維新」)	3-(3)	
6	200	13 - 15	遺伝情報はその人の未来におこること の情報であり、本人だけでなく家族の 情報でもあり、本人に不安や苦しみな どの危害を与える情報でもある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遺伝情報に対する理解)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-118		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4	17 - 18	工作人という定義は、科学技術の力によって自然の支配をめざす近代的な人間像をよく言いあらわしている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「工作人の定義」)	3-(3)	
2	85	写真	「アウシュヴィッツ強制収容所」中、「ALBEIT MACHT FREI」	誤記である。 (「ALBEIT」)	3-(2)	
3	104	12 - 13	ロックはこうして、国家権力の起源が人民にあり(人民主義)、政治も法の支配のもとにあると主張した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「人民主義」)	3-(3)	
4	192	写真	幸徳取水と社会民主党の人々	誤記である。 (「幸徳取水」)	3-(2)	
5	192	下囲み	「マルクス主義の広がり」中、「経済学者の河上肇は『貧乏物語』をあらわし、…貧困の問題を提起した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『貧乏物語』執筆時の河上肇の思想的立場)	3-(3)	
6	193	9	平塚らいてう(1866～1971)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1866」)	3-(3)	
7	193	20	阿部次郎(1883～1939)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1939」)	3-(3)	
8	206	年表	「地球環境問題の関連年表」中、「1987 モントリオール協議書」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「モントリオール協議書」)	3-(3)	
9	207	脚注2	人間の生命をかたちづくる最小限度の染色体の一種で、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「染色体の一種」)	3-(3)	
10	214	上図	人間中心のAI社会原則(内閣府 2018年)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2018年」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-118		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	221	19 - 20	また自然環境の変容の脅威から環境難民として、他国に避難せざるを得ない人々もいる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「環境難民」）	3-(3)	
12	221	脚注2	紛争や迫害によって居住地を追われた難民は、2019年の時点で7,950万人にのぼる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （難民が「7,950万人」と誤解するおそれ）	3-(3)	
13	裏見返	年表	1687 ニュートン『プリンキピア（自然哲学の数学的緒原理）』	誤記である。 （「自然哲学の数学的緒原理」）	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-119		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	4		CLOSE-UP≫新型コロナ感染症と自由の制限…213	相互に矛盾している。 (213ページでは「CLOSE-UP≫新型コロナウイルス感染症と自由の制限」)	3-(1)	
2	21	23	所属と愛の欲求	表記が不統一である。 (22ページ図「マズローの欲求階層説」では「所属と愛情の欲求」)	3-(4)	
3	29 - 30	25 - 1	自分は少なくとも無知であることを知っている。	相互に矛盾している。 (30ページ2-3行目では「無知の自覚」)	3-(1)	
4	72	表	「さまざまな人間観」中、「ホモ・シンボリクス」ドイツの哲学者カッシーラー (1874～1945) の定義。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (カッシーラーが定義したかのように誤解する。)	3-(3)	
5	76	表	「無知の知」の自覚	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
6	197	8 - 10	彼は、1907 (明治39) 年、神社会祀令に対する反対運動を起こした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1907 (明治39) 年」)	3-(3)	
7	202	上囲み	伝 聖徳太子『日本書紀』	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (聖徳太子が著者と誤解するおそれ)	3-(3)	
8	217	脚注1	自然や人間以外の動物にも権利を認めるべきであり、…「動物の権利」を主張している。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「自然」と「動物の権利」との関係)	3-(3)	
9	219 左	15 - 16	1970年代に顕在化した日本の公害問題は、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1970年代」)	3-(3)	
10	220	上図	「Society 5.0」中、「Societ3.0」, 「Societ4.0」, 「Societ5.0」	誤記である。 (「Societ」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-119		学校 高等学校		教科 公民		種目 倫理		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	229	写真	「インドの紙幣」中、「多言諸国家であるインド」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「多言諸国家」）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-120		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	9	図3	アニマル・シンボリックム（象徴を用いる人）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「アニマル」の訳語）	3-(3)	
2	14	1 - 19	「パーソナリティの発達」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。（パーソナリティの発達と、ピアジェとコールバーグの理論との関係）	3-(3)	
3	32	表2	「エピクロス派とストア派の比較」中、「アパティア」	表記が不統一である。（33ページ2行目では「アパティア」）	3-(4)	
4	36		「keyword 聖母マリア」中、「キリスト教の伝播・拡大とともにマリア信仰が広がり、1854年にカトリック教会はこの信仰を公認した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（1854年のカトリック教会による公認の内容）	3-(3)	
5	39	側注3	キリスト教 イエスとパウロの教えをもとにして成立した初期のキリスト教は、原始キリスト教とよばれる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「イエスとパウロの教え」）	3-(3)	
6	51	図2	「ゴータマの思想の全体像」中、「一切皆無」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「一切皆無」）	3-(3)	
7	55	17 - 19	菩薩はほとんどの煩惱から離れ、解脱に近い存在である。しかし、「人を救いたい」という願望、すなわち煩惱を強くもち活動するため、自ら解脱を捨てている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（菩薩の説明）	3-(3)	
8	67	写真5	ファルネーゼのヘラクレス像（ルーヴル美術館蔵）	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「ルーヴル美術館蔵」）	3-(3)	
9	67	囲み	現代でもイスラームの過激な教義を信じる人たちが、世界文化遺産の仏教遺跡を爆破した映像が世界中に流れて衝撃をあたえた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「過激な教義」）	3-(3)	
10	91	中央囲み	⑤ピコ・デラ・ミランドラ 「人間は自らの自由意志によって神のようにも獣のようにもなることができる灰色の存在である。」	生徒にとって理解し難い表現である。（「灰色の存在」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-120		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	93	図3	「カントの認識論」中、「感性・時間・空間」	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
12	96	図1	「民衆を導く自由の女神（ドラクロワ筆）」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （フランス革命を主題とする絵画であるかのように誤解するおそれがある。）	3-(3)	
13	108	囲み	とりわけ、今世紀に入って、キリスト教社会とイスラーム社会との対立や自由主義と国家主義との対立など、世界の対立の構図は、より複雑な様相を見せている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （世界の対立の構図についての理解）	3-(3)	
14	121	2 - 3	ベルクソンは、ヒトよりさらに進化した種を、イエスやゴータマなどの芸術や宗教の創造者とした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「芸術や宗教の創造者」）	3-(3)	
15	130	8 - 10	第二原理は、公正に競争した結果として生じる不平等は、もっとも不遇な人々の生活を改善するものでなければならぬという原理（格差原理）である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （ロールズの正義の原理の説明）	3-(3)	
16	140	写真2	「壬生の花田植え」中、「日本の重要無形文化財に指定され、」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「重要無形文化財」）	3-(3)	
17	144	写真2	「法隆寺」中、「法隆寺は聖徳太子の氏寺である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「聖徳太子の氏寺」）	3-(3)	
18	146	側注1	法相宗（ほうそう）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ほうそう」）	3-(3)	
19	164	22 - 23	儒教的なものの考え方（漢意）に染まる以前の日本人の特質を発見しようとした。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「儒教的なものの考え方（漢意）」）	3-(3)	
20	168	写真3	「懐徳堂」中、1742年に大坂（大阪府）の町人によって設立・運営された学問所。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「1742年」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-120		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	173 - 174	15 - 1	森有礼は『妻妾論』を『明六雑誌』に掲載し、…福沢諭吉は『学者職分論』を掲載し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「『学者職分論』を掲載し、」)	3-(3)	
22	175	21 - 23	政府があたえる恩賜的民権を、自由・平等の権利を内容とする恢(回)復的民権へと発展させることを主張した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (恩賜的民権と恢(回)復的民権との相違点)	3-(3)	
23	176		「keyword 『教育と宗教の衝突』」中、「教育勅語が發布されると、井上哲次郎(→p.183)はこの書物を著し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (『教育と宗教の衝突』執筆の経緯)	3-(3)	
24	179	13 - 14	貧困にあえぐ実生活を詠んだ『一握の砂』は自然主義の歌人と評価された。	生徒にとって理解し難い表現である。 (『一握の砂』は自然主義の歌人)	3-(3)	
25	181	上囲み	②パウロ 「この三元徳は、ギリシアの四元徳の上に位置づけられる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (パウロが位置づけたと誤解するおそれ)	3-(3)	
26	181	下囲み	「⑩マキアヴェリ(1466～1527, →p.72)」中、「(1466)」	相互に矛盾している。 (72ページ23行目では「1469」)	3-(1)	
27	221	囲み	しかし、女性の髪が「美しい」と考えることは女性差別といえるのだろうか。また、髪を見られるのが「恥ずかしい」から髪を隠す人を、非難するのは正しいのだろうか。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「女性差別」とする批判の内容)	3-(3)	
28	221	側注3	宗教にたよる傾向 宗教的な信仰の度がすぎると狂信的な暴力に結びつきやすい。社会的・経済的な差別が生み出す不満がもとでこうした事件が、21世紀になってから世界	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
			で頻発している。			
29	223	側注1	エスノセントリズム エスノセントリズムの事例として、以下のようなものがあげられる。日本人は相手の気持ちを思いやることのできる といわれ、それは儒教の忠恕に由来	生徒にとって理解し難い表現である。 (エスノセントリズムの説明)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-120		学校 高等学校		教科 公民	種目 倫理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			する美德だといわれる。しかし、これが本音と建前の使い分けや、忖度がはびこる社会の原因にもなっている。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-121		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	5	写真cap.	このときの投票率は53.68%にとどまり、18・19歳においては40.49%という低さだった。	不正確である。 (2019年の参議院議員通常選挙の投票率として、不正確である。)	3-(1)	
2	23	図9	「アメリカの政治機構」中、「連邦議会／下院(代議員)」	誤記である。 (「代議員」)	3-(2)	
3	32	側注2	ジェンダー差別への対策 たとえば、日本では結婚すると夫婦は同姓を名乗ることが法律で定められている。近年、自由意思によって別姓を名乗ること(選択的夫婦別姓)ができるようにしようとする動きが出てきている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「法律で定められている」とこととジェンダー差別の関係について)	3-(3)	
4	37	囲み	「判例9 環境権に関する裁判」中、「(最高裁は1981年に住民の請求を棄却)」	不正確である。 (「住民の請求を棄却」)	3-(1)	
5	41	写真13	「政府が提供する新型コロナウイルス感染者接触確認アプリ(2020年)」中、「GPSを通じて位置情報を収集し、」	誤りである。	3-(1)	
6	49	図5	「法律の成立過程(衆議院が先議の場合)」中、「*2 参議院が衆議院で可決された法律案を受け取ったのち、60日以内に議決しなかった場合にも、可決したとみなすことができる」	誤りである。 (「可決したとみなすことができる」)	3-(1)	
7	61	4 - 7	2016年には取り調べの可視化(逮捕後の被疑者の取り調べを録音・録画すること)が部分的に導入され、2019年に裁判員裁判対象の事件などについては、取り調べの可視化が義務化された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (取り調べの可視化の経緯について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
8	61	8 - 9	司法取引制度⑩…代用刑事施設⑪…	誤記である。 (「⑩, ⑪」)	3-(2)	
9	63	図7	「おもな住民投票」中、「産業廃棄物処理場設置(高知県日高村)(2003年10月)⇒賛成49.91%」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「賛成49.91%」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-121		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	64	側注5	「地方交付税」中、「所得税、法人税、酒税および消費税の一部がこれにあてられる。」	不正確である。 (地方交付税として、不正確である。)	3-(1)	
11	86	図9	「資本主義と社会主義の歩み」中、「社会主義資本経済」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「社会主義資本経済」)	3-(3)	
12	87	表12	「経済思想の歩み」中、「新古典派経済学」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「商品の価値は商品消費することで得られる効用(限界効用)によって決まる」)	3-(3)	
13	87	表12	「経済思想の歩み」中、「新古典派経済学」の「ワルラス『純粹経済学要論』(1874年)」	生徒にとって理解し難い表現である。 (1874年に第二分冊まで出版されたかのように誤解する。)	3-(3)	
14	90	表1	「家計の収入と支出の構成」中、「収入」の「繰越金」	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
15	95	2 - 3	「会社法では、社外取締役や委員会設置会社も認められている。」および、同ページ側注9、「委員会設置会社」	不正確である。 (「委員会設置会社」)	3-(1)	
16	102	図6	「国民所得の相互関係」中、「三面等価の法則」	相互に矛盾している。 (102ページ11行目では「三面等価の原則」である。)	3-(1)	
17	105	側注1	「紙幣と硬貨」中、「紙幣(日本銀行券)は強制的な通用力をもつが、政府の発行する硬貨は補助的な貨幣である。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (強制的な通用力の範囲について)	3-(3)	
18	116	20 - 23	しかし、第一次石油危機後の1975年、不況のために大幅な税収不足が生じたことから、これ以降、特別立法によって国債を発行せざるをえなくなった。この特別立法による国債は、特例国債	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (戦後の赤字国債の発行時期について)	3-(3)	
			(赤字国債)とよばれる。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-121		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	120	側注1 1	「貯蓄率」中，「高度経済成長期の日本では，家計からの貯蓄が企業に貸し出されることで，投資が活発に行われ，その様子は「投資が投資をよぶ」とよばれた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「投資が投資をよぶ」について，高い貯蓄率が活発な投資を促したことでであると誤解する。）	3-(3)	
20	125	26	蔓延防止等重点措置	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「蔓延」）	3-(3)	
21	129	表4	「四大公害裁判」中，「新潟水俣病」の「71年9月，患者側全面勝訴。因果関係の立証責任は企業にあるとした」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「因果関係の立証責任は企業にあるとした」）	3-(3)	
22	132	13	需給（じゅきょう）	誤記である。 （「じゅきょう」）	3-(2)	
23	132	グラフ 5	「おもな国の食料自給率の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （「食料自給率」）	3-(3)	
24	146	側注1 7	高齢者雇用安定法により，	不正確である。（「高齢者雇用安定法」）	3-(1)	
25	150	表2	「社会保障制度年表」中，「1941 厚生年金法制定」	生徒が誤解するおそれのある表である。 （「1941」）	3-(3)	
26	196	図3	難民の発生国・受け入れ国と，おもな先進国の難民受け入れ数（UNHCR資料）	不正確である。 （赤道の位置）	3-(1)	
27	199	図9	「旧ユーゴスラビア連邦の民族分布」中，凡例及び円グラフの「イスラーム教徒」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （民族名として誤解するおそれがある。）	3-(3)	
28	200	囲み2	「河野談話（1993年，抜粋）」中，「いわゆる従軍慰安婦」	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。	固有 1-(7)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-121		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	201	23 - 26 右	日本政府は、尖閣諸島が日本領であることは歴史的にも国際法上も疑いなく、実効的に支配しており、領有権をめぐる問題は存在しないとの立場をとっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (尖閣諸島に対する日本政府の立場について)	3-(3)	
30	207	図4	「水平的分業と垂直的分業」中、発展途上国Cと発展途上国D間の水平的分業	生徒が誤解するおそれのある図である。 (水平的分業について)	3-(3)	
31	218	側注5	LDC…2021年3月現在、45か国が該当する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (後発発展途上国の国数)	3-(3)	
32	221	側注3	住宅ローンなどの債券	誤記である。 (「債券」)	3-(2)	
33	226	側注1	日本はレアアースの供給のほとんどを中国からの輸入に頼っており、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「ほとんどを」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-122		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	13	20	意義申し立て	誤記である。 （「意義」）	3-(2)	
2	15	6 - 7	19世紀のフランスの思想家トックビル及び、64ページ18行「トックビル」	表記が不統一である。 （81ページ囲み「Check!」中では、「19世紀フランスの思想家トクヴィル」）	3-(4)	
3	18	13	香港国家安全法	表記が不統一である。 （188ページ11行では「香港国家安全維持法」）	3-(4)	
4	36	図2	「刑事手続きの流れと人権保障」中、「拘置決定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「拘置」）	3-(3)	
5	40	囲み	「判例9 ハンセン病国家賠償訴訟」中、「ハンセン病家族訴訟」において、熊本地裁は国の責任を認め、損害賠償を命じた(2020年)。」	不正確である。 （「2020年」）	3-(1)	
6	51	脚注2	那覇地裁は、内閣は召集する法的義務をもつという判決を下した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「判決を下した」）	3-(3)	
7	58	脚注2	「国家公務員倫理法」中、「倫理監査官の設置などを定めている。」	不正確である。 （「倫理監査官」）	3-(1)	
8	87	10 - 11	貨幣供給量を経済成長率にあわせて一定に保つマネタリズムこそが、物価安定には有効だと主張した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「貨幣供給量を」）	3-(3)	
9	89	図1	「レーガン大統領の政策に見る小さな政府の考え方」中、「財政支出の大幅削減…国防費の優遇・社会保障人件費の削減」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「社会保障人件費」）	3-(3)	
10	98	表	バランスシートの表中、「負債・純資産」の「純資産＝自己資本金」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「純資産＝自己資本金」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-122		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	100	図1	「国富とGDPの関係」中、「日本の国富の内訳」の「(総額3457.4兆円,2019年末)」	不正確である。 (「2019年末」)	3-(1)	
12	108	8 - 9	長期金融市場には、株式市場や公社債市場(証券市場)などがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「株式市場や公社債市場(証券市場)」)	3-(3)	
13	111	13 - 15	日本銀行は、市中金融機関との間で国債などを売買して、通貨供給量(マネーストック)を調整し、政策金利(無担保コールレート)を誘導して、銀行の貸出行動に働きかけることで景気の	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本銀行は、…通貨供給量(マネーストック)を調整し、」)	3-(3)	
			安定化をはかろうとする。			
14	113	脚注4	BIS(国際決済銀行)のバーゼル銀行監督委員会が…	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「バーゼル銀行監督委員会が、BIS(国際決済銀行)内の組織であるかのように誤解する。」)	3-(3)	
15	120	12 - 15 左	これによって、1986年には10.5%~70%までの15段階だった所得税率は現在、10%~45%までの7段階になっている。	不正確である。 (「10%~45%」)	3-(1)	
16	134	脚注1	6次産業化……1次、2次、3次をあわせて6次産業という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「1次、2次、3次をあわせて」)	3-(3)	
17	164	グラフ 1	「戦前からの債務残高対GDP比の推移」中、グラフ横軸の「1990」	誤記である。 (「1990」)	3-(2)	
18	170	10 - 11	労働者は会社一員として強い帰属意識をもってきた。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「会社一員」)	3-(3)	
19	176	表4	「国際司法裁判所と国際刑事裁判所」中、「国際刑事裁判所(ICC)/裁判の開始/締約国、国連安保理の付託」	生徒が誤解するおそれのある表である。 (「締約国、国連安保理の付託」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-122		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	182	図3	世界で活動中のPKO	生徒が誤解するおそれのある図である。 (現在の展開状況について誤解するおそれがある。)	3-(3)	
21	186	9	アメリカのブッシュ大統領 G. Bush, 1924～	不正確である。 (「1924～」)	3-(1)	
22	193	図1	「第二次世界大戦後の主な地域紛争・民族紛争」中、「ベトナム戦争(1960～75年)」及び、185ページ図2右「1965年ベトナム戦争(～75年)」	相互に矛盾している。	3-(1)	
23	194	図2	「旧ユーゴスラビアの民族分布」中、凡例「イスラム教徒」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (民族の名称として誤解するおそれがある。)	3-(3)	
24	194	16 - 17	コソボ紛争でNATOは「人道的介入」を理由に空爆をおこなったが、安保理を経由する介入には国際法上の疑念が指摘され、	相互に矛盾している。 (193ページ脚注1では、「国連の承認を得ずにユーゴに対する空爆を実施した。」)	3-(1)	
25	195	5 - 6	難民を迫害するおそれのある国へ送還することが禁止されている(ノン・ルフールマンの原則)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「送還」)	3-(3)	
26	198	23	元慰安婦や強制連行労働者への戦後補償の問題 及び、199ページ脚注2「強制連行労働者に関する訴訟」	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (「強制連行労働者」)	固有 1-(7)	
27	201	図4	「日本の領域と排他的経済水域」中、朝鮮半島の軍事境界線	生徒が誤解するおそれのある図である。 (軍事境界線の線種)	3-(3)	
28	201	図4	「日本の領域と排他的経済水域」キャプション中、資料番号「4」及び「無主地(→p.177)」	不正確である。 (「4」, 「→p.177」)	3-(1)	
29	206	4 - 5	近年この要因が増加している①。	誤植である。 (「①」)	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-122		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	231	22 - 23	SDG s では17の目標と163のターゲットが設定されており、	不正確である。 (「163のターゲット」)	3-(1)	
31	234	図2	「アフリカの発展」中、「●アフリカの資源」の「スワジランド」	不正確である。 (国名)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-123		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	1		「民主党政権の誕生～自公政権の復活」中、「イギリス国民投票でEU離脱決定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「決定」)	3-(3)	
2	2		「一人あたりGNI」中、「高所得国12,535ドル以下」	不正確である。	3-(1)	
3	14	図1	「イギリスの議院内閣制」中、「解散」及び「議会任期固定法により、首相の下院解散権は廃止された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
4	16	下囲み	「時事コラム 中国政治の動向」中、「一方、中国政府は民主化運動をおさえこむため、…民主化運動を弾圧することを可能にした(2020年)。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (国家安全維持法制定の趣旨について)	3-(3)	
5	18	図1	明治憲法下の政治機構	不正確である。 (常任輔弼)	3-(1)	
6	18	図1cap	「明治憲法下の政治機構」中、「(p.40①)」	不正確である。	3-(1)	
7	24	図1	「刑事手続きの流れと人権保障」中、「拘置決定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「拘置」)	3-(3)	
8	27	側注	「判例3」中、「(2020年)」	不正確である。 (「2020年」)	3-(1)	
9	41	側注1	第59条3項	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (両院協議会について)	3-(3)	
10	56	図1	「生産の三要素」中、「天然資源」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (同図説明文には「土地(天然資源)」とある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-123		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	61	図cap. p.	「需要曲線のシフト」中、「また、広告に出演しているアーティストの人気がおとろえると、価格が同じでもCDの需要曲線は左側へシフトする。」	生徒にとって理解し難い表現である。 (グラフには、バターとマーガリンのみが例示されている。)	3-(3)	
12	76	グラフ cap	「キャッシュレス決済比率の国際比較」中、「2016年」	不正確である。	3-(1)	
13	78	図3	「財政投融资の使途(上)とおもな投融资先(下)」	相互に矛盾している。 (上のグラフと下の表の年度が異なる。)	3-(1)	
14	84	9	その結果、日本経済は回復をとげ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (戦後の経済復興が、民主化政策と傾斜生産方式の結果のみにように読める。)	3-(3)	
15	100	図	「②育児休業をとろうとしたら解雇された！」中、「有給休暇を取りたいのですが……」	生徒にとって理解し難い図である。 (説明文との対応)	3-(3)	
16	102	グラフ 2	「社会保障の国際比較」中、日本の国民負担率	不正確である。 (「2016年度」)	3-(1)	
17	103	14	母子及び寡婦福祉法、	不正確である。	3-(1)	
18	106	右囲み	「厚生労働省」のURL	学習上の参考に供する情報を参照させるウェブページのアドレスは、発行者が管理するものでない。	2-(18)	
19	123	図2	「国際司法裁判所と国際刑事裁判所」中、「裁判/締約国、安保理の付託」	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)	
20	134	図2	「日本の領域と排他的経済水域」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国との間の境界線)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-123		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	136	13	リカード 1722～1823	誤記である。 (「1722」)	3-(2)	
22	136	図2	「国際収支の体系」中、「①投資収益」, 「直接投資②」, 「証券投資③」	生徒にとって理解し難い表現である。 (番号①～③について)	3-(3)	
23	140	グラフ 2	「円相場の推移」中, 「日銀が日銀預け金にマイナス金利」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日銀預け金にマイナス金利」)	3-(3)	
24	147	4	5th Generation mobile communic	不正確である。	3-(1)	
25	149	17 - 20	2018年でおお地球人口の約10% (7.8億人) もいる。同年には, 地球上のすべての国が, 開発や環境に関して達成すべき目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」が国連で採択され,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「同年には」)	3-(3)	
26	149	20 - 21	2030年までに, 絶対的貧困層を地球人口の3%以下にまで減らすことが定められた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (SDGsで定められた目標であるかのように誤解する。)	3-(3)	
27	153	5 - 6	JICA (独立行政法人国際協力機構) が, 青年海外協力隊の制度を1965年に発足させ,	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「JICA (独立行政法人国際協力機構)」)	3-(3)	
28	裏見返 5		「世界のむすびつき」中, 「アフリカ連合 AU [55か国]」	不正確である。 (「55か国」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-124		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返	図	「現代の世界」中、南権太、千島列島	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)	
2	9	10 - 14	これに対して、社会規範は同じ社会集団に共生する者から間接的に強制される点が道徳とは異なる。…法は明文化されており、国によって強制される点が社会規範とは大きく異なる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (社会規範について)	3-(3)	
3	33	脚注2	法人と人権 マス・メディアは「報道の自由」を、宗教法人は「信教の自由」を有する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (法人の人権について)	3-(3)	
4	38 - 39	11 - 2	それらの批判を受けて、警察や検察での取り調べの全過程を録音・録画する可視化の試みも始まっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (取り調べの可視化について)	3-(3)	
5	40	脚注1	旧民法下の女性差別 1947年の改正まで旧民法では、おおむね男性になった戸主が、家族の居所指定権、結婚に対する同意権など、強大な権限(戸主権)をもっていた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (旧民法下の女性差別について)	3-(3)	
6	77	24 - 27	議員提出法案(議員立法)は、政府(内閣)が提出する法案(閣法)に比べて少ないのが現実である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (66ページグラフ2に照らし誤解するおそれがある。)	3-(3)	
7	83	図6c ap	最高裁判所は一人別枠制があることを問題視している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (一人別枠制について。)	3-(3)	
8	101	26 - 27 左	一定期間は契約の解除ができるクーリング・オフ制度	生徒にとって理解し難い表現である。 (クーリング・オフ制度の説明について)	3-(3)	
9	107	4 - 7 囲み	市場に供給される通貨量のコントロールを重視するマネタリズムとよばれる見解を示した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「市場に供給される通貨量のコントロールを重視する」)	3-(3)	
10	112	図4	「経済成長の指標」中、「経済成長率=本年度の実質GDP-前年度の実質GDP/前年度のGDP×100」、及び「一人あたりGDP=実質GDP/総人口」	不正確である。 (「経済成長率」、「前年度のGDP」、及び「一人あたりGDP」)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-124		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	116	11 - 13	1990年代以降には、アフリカや南米の発展途上国で、高率のインフレ（ハイパーインフレーション）が続き経済に混乱をきたす国があらわれた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「高率のインフレ（ハイパーインフレーション）」）	3-(3)	
12	119	図1	「間接金融と直接金融」中、「●間接金融」の「預金者→銀行」	生徒にとって理解し難い図である。 （説明がない。）	3-(3)	
13	121	12 - 21	「日本銀行の金融政策」全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （2001年に導入された量的緩和政策が、そのまま2016年まで継続しているかのように誤解する。）	3-(3)	
14	121	脚注1	公定歩合の操作によって金融政策が実施されていた。	脱字である。 （「操作よって」）	3-(2)	
15	129	1 - 6	しかし、実際には、財政特例法とよばれる法律を制定することで赤字国債（特例国債）が発行されている。1973年に第1次石油危機に対応するため発行されて以来、ほぼ毎年度特例法の制定と	不正確である。 （「1973年」）	3-(1)	
			赤字国債の発行が繰り返されている。			
16	131	17 - 22	「特需景気と国際収支」全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （「国際収支の天井」の説明について）	3-(3)	
17	145	図2	「労働三権の適用と制限」中、「特定独立行政法人等職員」	不正確である。 （「特定独立行政法人」）	3-(1)	
18	151	9 - 10	これにより、事業主は定年の引き上げるか、	生徒にとって理解し難い表現である。 （「定年の引き上げるか」）	3-(3)	
19	156	20 - 22	介護保険は2000年から実施され、介護サービスにかかる費用の1割（一定以上所得者は2割）を原則65歳以上の利用者が負担し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「一定以上所得者は2割」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-124		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	182	グラフ 2	国連加盟国の推移と構成	不正確である。 (1960年100)	3-(1)	
21	198	図6	「旧ユーゴスラビア」中「北マケドニア(1992)」	不正確である。 (「1992」)	3-(1)	
22	201	脚注2	難民の滞在の不法性に対して…難民を迫害する恐れがある国へ追放することの禁止(ノン・ルフールマンの原則)などを定めている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「追放」)	3-(3)	
23	203	17 - 22 右	島根県に属する竹島は、…韓国政府は拒否している。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)エ(イ)「固有の領土である竹島…を取り上げること。」)	2-(1)	
24	209	16 - 17	2018年にはトランプ政権のもとで、不当な技術盗用や補助金などを理由として中国から輸入に対して制裁的な税を導入した。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「制裁的な税」)	3-(3)	
25	232	11 - 12	2020年に発生した新型コロナウイルス(COVID-19)では、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「2020年」)	3-(3)	
26	232	22 - 25 左	東日本大震災および福島第一原子力発電所事故(2011年)では、漂着物の海洋汚染や魚や野菜などの被曝感染が海外でも関心をよんだ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「被曝感染」)	3-(3)	
27	裏見返	年表	「第二次世界大戦後の政治・経済のあゆみ」中、「国際政治 71 中華人民共和国、国連復帰」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国連復帰」)	3-(3)	
28	裏見返	年表	「第二次世界大戦後の政治・経済のあゆみ」中、「国際政治 79 米中、国交回復」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「国交回復」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-125		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 6	右下表	「近年の政策的取り組み」中、「2014「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定（2019年新大綱策定）」	誤記である。 （「子供の貧困対策に関する大綱」，「新大綱策定」）	3-(2)	
2	表見返 7	右下グラフ	「ジェンダーギャップ指数 各分野の比較」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 （「ジェンダーギャップ指数」中の政治，経済）	3-(3)	
3	表見返 9	4	同姓パートナー	誤記である。	3-(2)	
4	13	10 - 11	独立後の1787年に制定されたアメリカ合衆国憲法にも権利章典10か条が取り入れられた。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （アメリカ合衆国憲法における権利章典10か条が，1787年の憲法制定時に取り入れられたかのように誤解するおそれがある。）	3-(3)	
5	31	図	「刑事手続きの流れ」中、「拘置決定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「拘置」）	3-(3)	
6	61	図	「地方公共団体が行った主な住民投票」中、「大阪市(2020. 11. 1)→投票率：66. 83%」	不正確である。 （「66. 83%」）	3-(1)	
7	61	脚注1	「地方交付税・国庫支出金」中、「地方交付税は，所得税・法人税・消費税・酒税の収入額の一定割合があてられ，」	不正確である。 （地方交付税として不正確である。）	3-(1)	
8	65	表	政治団体の種類(総務省資料による)	生徒が誤解するおそれのある表である。 （政治資金規正法による定義であることが示されていない。）	3-(3)	
9	88	脚注1	「有効需要」中、「貨幣（家計が持つ所得や資産から用意できるお金）の支出をとまなう需要で，単なる消費の欲求や潜在需要とは異なる。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「貨幣（家計が持つ所得や資産から用意できるお金）」）	3-(3)	
10	93	図	「主な株式会社のしくみ」中、「取締役会」の「代表取締役社長専務・常務など」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「代表取締役社長専務・常務など」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-125		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	94	8 - 12	2003年から施行された改正商法では、企業経営の監視と執行を分離したため、株主である機関投資家の権限を強化することで、企業経営を監視するアメリカ型のしくみを採用できるようになった。そこでは、株主によって選ばれた取締役が構成する取締役会が、経営方針について意思決定をするとともに、社外取締役なども活用して、経営者の企業経営を監視する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (機関投資家の株主のみの権限を強化したかのように誤解する。また、商法改正後に取締役が株主によって選ばれるようになったかのように誤解する。)	3-(3)	
12	106	11 - 12	物価水準や賃金を持続的に上昇する現象をインフレーション(インフレ)という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「賃金」)	3-(3)	
13	110	図	「信用創造のしくみ」中、「預金合計＝最初の預金額(本源的預金)×1÷預金準備率」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (「最初の預金額(本源的預金)×1÷預金準備率」)	3-(3)	
14	112	表	「近年の金融政策」中、「日本銀行の当座預金の金利をマイナスにして名目金利を引き下げる政策」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「日本銀行の当座預金の金利」)	3-(3)	
15	113	図	「マイナス金利政策」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (マイナス金利導入後の「お金を預ける」の矢印の向き)	3-(3)	
16	124	グラフ	「日本経済のあゆみ(1946～88年)」中、「(78・10)第二次石油危機」。および、126ページ12～13行、「1979年のイラン革命を原因とする第二次石油危機」	相互に矛盾している。 (第二次石油危機の発生時期について)	3-(1)	
17	129	10	平成不況 1991～93年	相互に矛盾している。 (130ページ脚注1には、「1990年代前半～2000年代前半にかけては、「失われた10年」といわれ、「平成不況」ともよばれた」とある。)	3-(1)	
18	134	表	「農業問題関連年表」中、「2018…11か国によるTPP協定署名、発効」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「TPP協定」)	3-(3)	
19	137	表	「公害・環境問題関連年表」中、「1970…公害被害者救済法制定」	不正確である。 (制定年)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-125		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	142	表	「消費者問題関連年表」中、「1971 カラーテレビ二重価格問題発覚」	不正確である。 （「1971」）	3-(1)	
21	145	表	「労働関連年表（日本）」中、「1940 大日本産業報国会結成。大政翼賛会」	生徒にとって理解し難い表現である。 （「大政翼賛会」）	3-(3)	
22	153	表	「社会保障関連年表（日本）」中、「1941 厚生年金保険法制定」，同ページ7行目～8行目「1941年に労働者年金保険法（1944年，厚生年金保険法に改称）が制定された。」	相互に矛盾している。 （制定年）	3-(1)	
23	156	図	「介護保険制度のしくみ」	生徒が誤解するおそれのある図である。 （「全国プール」の矢印の位置）	3-(3)	
24	159	グラフ 2	「主要国の合計特殊出生率の推移」	不正確である。 （合計特殊出生率の単位）	3-(1)	
25	163	表1c ap.	「仕事と生活の調査（ワーク・ライフ・バランス）レポート2019」	誤記である。 （「仕事と生活の調査」）	3-(2)	
26	182	年表	「国際連合のあゆみ」中、「1971 中国，国連に加盟。台湾追放」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「中国，国連に加盟」）	3-(3)	
27	195	17 - 19 右	ある国がある活動において比較優位を持つ場合，他の国は別の活動で必ず比較優位を持つ。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「ある活動」，「別の活動」）	3-(3)	
28	203	6	ケネディ・ラウンド 1968～67年	誤記である。 （「1968～67年」）	3-(2)	
29	203	6	東京ラウンド 1973～78年	誤記である。 （「1973～78年」）	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-125		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
30	204	6 - 7	1995年には、モノの貿易（GATT）、サービス貿易（GATS）、知的財産権（TRIPS）を統合して、WTO（世界貿易機関）が設立された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「モノの貿易（GATT）、サービス貿易（GATS）、知的財産権（TRIPS）を統合して」）	3-(3)	
31	206	17	TPP（環太平洋パートナーシップ）協定などがある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「TPP（環太平洋パートナーシップ）協定」）	3-(3)	
32	207	図	「日本のFTA・EPAの現状」中、「発効済・署名済：20」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（FTA・EPAの数、国名）	3-(3)	
33	208	図	安全保障のジレンマ	生徒にとって理解し難い図である。（利得表になっておらず、生徒にとって理解し難い。）	3-(3)	
34	219	9	information and communications technology	誤記である。（「communications」）	3-(2)	
35	222	6 - 7	危機を一応回避でき、NIEs（新興工業経済地域）とよばれた国もあるが、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「国」）	3-(3)	
36	226	図	「日本の領海」中、凡例「領海（内水を含む）」	生徒が誤解するおそれのある図である。（凡例が不備であり、領海の範囲について誤解するおそれがある。）	3-(3)	
37	229	1 - 5 右	飢餓や天災、・・・などにより、多くの人々が難民として国境を越えて移動し、他国や国際社会に庇護を求める。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「飢餓や天災」）	3-(3)	
38	231	2 - 3 右	パリ協定の対象国・地域は、196か国であり、	生徒が誤解するおそれのある表現である。（「196か国」）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-126		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	34	図7	「イギリスの政治機構」中、内閣から国王を経由して下院にのびる矢印	生徒が誤解するおそれのある図である。 (国王による解散)	3-(3)	
2	53	囲み	「地方財政計画」中、「地方交付税」中、「所得税・酒税・法人税・消費税の一定割合が、おもに地方公共団体の財政力に応じて交付される。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (地方交付税として不正確である。)	3-(3)	
3	58	17	3年ごとに半数ずつ改選される(定数は248人)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「248人」)	3-(3)	
4	75	図9	「株主と株式会社との関係」中、「※株式は2009年に電子化(ペーパーレス化)された。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (電子化された株式の種類について)	3-(3)	
5	79	側注4	GNIやGDPが生産面から捉えた指標であるのに対して、	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (GNIの説明について)	3-(3)	
6	81	図2	「需要・供給の変化にともなう物価の変動」全体	生徒が誤解するおそれのある図である。 (ダイヤモンド・プル・インフレ、コスト・プッシュ・インフレを、需要曲線と供給曲線で説明していることについて)	3-(3)	
7	87	12 - 13	そのためには、企業・消費者・政府が3R(リユース・リデュース・リサイクル)に取り組むことが求められている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「(リユース・リデュース・リサイクル)」)	3-(3)	
8	117	グラフ 14	各国の食料自給率の推移	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (「食料自給率」)	3-(3)	
9	166	写真2 cap	首都圏外郭放水路(埼玉県・東京都)	不正確である。 (「東京都」)	3-(1)	
10	178	囲み	国際戦時法廷	生徒にとって理解し難い表現である。 (「国際戦時法廷」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-126		学校 高等学校		教科 公民	種目 政治・経済	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	180	図8	「日本の位置と領土」及び、裏見返し6「世界の現勢」	生徒が誤解するおそれのある図である。 (韓国と北朝鮮の境界線)	3-(3)	
12	186	20 - 22	難民条約では、難民を迫害するおそれのある国に難民を送還してはならないことになっている(ノン・ルフールマンの原則)。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「送還」)	3-(3)	
13	187	16 - 17	予防外交の一環として、当事国に経済制裁を科したり、国連平和維持活動(PKO)がおこなわれたりすることもある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「予防外交の一環として」)	3-(3)	
14	191	囲み	戦後補償問題	政府の統一的な見解に基づいた記述がされていない。 (「強制連行」)	固有 1-(7)	
15	209	グラフ 3	「購買力平価の推移」	生徒が誤解するおそれのあるグラフである。 (グラフ縦軸の「0」)	3-(3)	
16	212	図3	「第二次世界大戦後の国際通貨制度の変遷」中、「1987 ルーブル合意 パリのルーブル美術館で開かれたG7による会議で、」	不正確である。 (「ルーブル美術館」)	3-(1)	
17	裏見返	図	「世界の現勢」中、カラーニンググレード	生徒が誤解するおそれのある図である。 (塗色)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-115		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 5		「新型コロナウイルス感染症 (Covid-19)」及び、表見返6「KEYWORD」中、「COVID-19」も同様	表記が不統一である。	3-(4)	
2	84	図2	「社会権に関する判例」中、「生存権／朝日訴訟／最高裁判所は1967年、プログラム規定説の立場から、…訴えをしりぞけた。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(裁判の経緯について)	3-(3)	
3	87	囲み	CHECK「環境権を保障するために制定された法律を二つあげよ。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(環境権について)	3-(3)	
4	105	13 - 14 右	殺人罪で起訴されている被告人の場合は刑を減輕する必要がありますね。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(「殺人罪」)	3-(3)	
5	111	1 - 2	住民は直接請求権をもち、議員・長の解職(リコール)、条例の制定・改廃(イニシアティブ)、議会の解散などを請求できる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(リコールについて)	3-(3)	
6	122	図3	「主な株式会社のしくみ」中、「取締役会」の「代表取締役社長専務・常務など」	生徒が誤解するおそれのある図である。(「代表取締役社長専務・常務など」)	3-(3)	
7	122	側注4	株式とは、会社の資本金の持ち分のことであり、細かく分けて出資者をつづる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(「会社の資本金の持ち分のこと」)	3-(3)	
8	141	12 - 14	また、2013年には、貨幣供給量の目標を設定し、日本銀行が巨額の金融資産を購入するという量的・質的金融緩和政策を採用し、	生徒が誤解するおそれのある表現である。(140ページ11～12行目「通貨供給量(マネーストック)」に照らして、「貨幣供給量」の定義について誤解するおそれのある表現である。)	3-(3)	
9	146	図1	「日本経済のあゆみ」中、「(78・10)第二次石油危機」、及び147ページ11～12行目「1979年には第二次石油危機が起こったが、」	相互に矛盾している。(第二次石油危機の発生時期について)	3-(1)	
10	158	側注2	これに対し、お金の貸し借りのような消費貸借は金銭という物の交付が必要なので要物契約である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(近年の民法の消費貸借の規定の改正について)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 103-115		学校 高等学校		教科 公民	種目 公共	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
11	158	図1	「消費者問題関連年表」中、「1971 カラーテレビ二重価格問題発覚」	不正確である。 (「1971」)	3-(1)	
12	163	図2	「公害・環境問題関連年表」中、「1970…公害被害者救済法制定」	不正確である。 (制定年)	3-(1)	
13	164	図2	「労働関連年表」中、「1940 大日本産業報国会結成。大政翼賛会」	生徒にとって理解し難い表現である。 (「大政翼賛会」)	3-(3)	
14	170	図2	「社会保障関連年表」中、「1941 厚生年金保険法制定」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (制定年)	3-(3)	
15	182	図2	「国際連合のあゆみ」中、「1971 中国、国連に加盟」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「中国、国連に加盟」)	3-(3)	
16	183	図3	国連PKOの展開状況	生徒が誤解するおそれのある図である。	3-(3)	
17	193	図1	「最近の日本周辺の安全保障に関する事象」及び、同ページ図2も同様	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)	
18	裏見返 21		1米中国交回復	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「回復」)	3-(3)	
19	裏見返 21		「2020/4/初の緊急事態宣言」及び、「2021/1/2度目の緊急事態宣言」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「緊急事態宣言」)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。